

工場立地奨励金の要件を緩和しました！

赤穂市では、立地企業への設備投資を促進するとともに、企業誘致につなげるため、工場立地促進条例に基づく奨励金の要件を緩和しました。
(令和3年4月1日以降の申請に適用)

緩和内容

☆常用従業員の新規雇用者数の要件を引き下げました！
(大企業 **10**人以上→**3**人以上、中小企業 **3**人以上→**1**人以上)

奨励措置 (令和3年4月1日以降)

対象要件	業種	製造業／情報サービス業／道路貨物運送業／倉庫業または梱包業			
	立地場所	工業専用地域／工業地域／準工業地域			他要件あり
	投下固定資産総額	大企業	3億円以上	中小企業	3,000万円以上
	常用従業員の 新規雇用者数	大企業	3人 以上	中小企業	1人 以上
奨励措置	工場設置奨励金	<p>操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の固定資産税相当額について、下記の割合で奨励金を支給します。</p> <p>▼常用従業員の新規雇用者数による支給割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 5人以上 75% <li style="padding-left: 20px;">3人以上5人未満 50% ・中小企業 3人以上 100% <li style="padding-left: 20px;">2人 75% <li style="padding-left: 20px;">1人 50% <p>▼限度額=3年度間 合計5億円</p>			
	雇用奨励金	<p>操業開始後1年を経過した日の属する年度から2年度間の常用新規雇用者について、下記のとおり奨励金を支給します。</p> <p>▼限度額=1人20万円 合計2,000万円</p>			

*投下固定資産総額=操業開始日までに設置に要した費用のうち、①土地(操業開始日の日の前5年以内に取得した土地)、②建物(居抜き物件は対象外)、③償却資産の取得費の合計

*常用従業員の新規雇用=設置した工場の操業に伴い、常時雇用される従業員として市内に居住する者(雇用保険被保険者)を新たに雇用し、1年以上使用すること。

担 当 : 産業振興部商工課
電 話 : 0791-43-6838
F A X : 0791-46-3400
メー ル : kigyoritchi@city.ako.lg.jp

※R3.4.1~奨励金申請書類への押印が不要になります。